

The mystery annual of Japan 1991

江苏工业学院图书馆
藏书章

1991=推理小説年鑑 推理小説代表作選集

日本推理作家協会編 講談社



1991年版 推理小説年鑑

推理小説代表作選集

定価1900円(本体1845円)

1991年 5月27日 第1刷発行

編者 日本推理作家協会
発行者 野間 佐和子
発行所 株式会社 講談社

東京都文京区音羽2-12-21

郵便番号 112-01

電話 編集部 03(5395)3505

販売部 03(5395)3622

製作部 03(5395)3615

印刷所 豊国印刷株式会社
製本所 株式会社黒岩大光堂

© 日本推理作家協会 1991 Printed in Japan
落丁本・乱丁本は小社書籍製作部宛にお送りください。送料小社負担にておとりかえいたします。なお、この本についてのお問い合わせは文芸局文芸図書第二出版部宛にお願いいたします。

ISBN4-06-114533-9

(文2)

1991年版 推理小説年鑑

推理小説代表作選集〈目次〉

会社のおもいやり 浅川 純 259

私が犯人だ 山口雅也 291

傘がない 本岡 類 311

書かれなかった手紙 井上夢人 333

こわい伝言 佐野 洋 351

「怪奇クラブの殺人」 服部まゆみ 367

白い雨の凶器 小林久三 399

悩める女たち 斎藤 漑 421

とり残されて 宮部みゆき 443

泡 乃南アサ 477

推理小説・一九九〇 二上洋一 500

SF1990年 風見 潤 504

受賞リスト 508

装幀 細谷 巖
写真 稲越 功一

序

日本推理作家協会理事長

生島治郎

本書は一九九一年版の推理作家協会編纂による『推理小説代表作選集』であります。

もう少し、具体的に申し上げると、昨年発表された推理小説の短篇の中から、十九篇の作品を選びすくって収録したものであります。

年間に発表される推理短篇の数は無数と云つてもいいほどの多きに及びます。それだけ、ミステリ・ファンが多いということでもあります。その中から、作品を絞るという作業は仲々大変なのです。

その大変な作業をこなして下さったのが、原田裕、郷原宏、山前譲、林邦夫、多田兼成、新保博久、中村利夫の七氏の選考委員で、この方々のご苦勞をここに深く感謝いたします。

ミステリと一口に云つても、その中にはいろんなジャンルがあります。そして、そのジャンルのひろがり、英米と同じように、日本でも作家の層が厚くなり、数が増えるとともに、さらにひろくなり多様化していると云えます。

そして、それらの作品は、かつて推理作家の数が少なく、ジャンルもせまかった時代とは比較にならぬほど、はげしい競争の時代に入ったと云えるでしょう。

また、それだけに、新しいタイプのミステリが要望されているわけです。

昔のトリック偏重主義、トリック万能主義の古い殻を脱ぎ捨てなくてはならない時代に入ったのです。特に、短篇では意外性をいかに鮮やかに示せるかというテクニクが要求されます。

意外性が、トリックやパズル性にばかりよりかかつてはいられないのが現代の短篇ミステリなのです。作者の罫は、ストーリーや登場人物、小道具の中に何気なく仕かけられていて、あなた方をあつと云わせるはずで。

では、どうぞその作者たちの鮮やかな手口を存分にお楽しみ下さい。

平成三年四月六日

1991年版推理小說年鑑
推理小說代表作選集

福祉裁判

小杉健治

所属する弁護士会の事務局長から国選弁護の打診を受けて、水木邦夫は内諾した。忙しいという理由でふたりの弁護士に断られ、困った上での依頼であつた。事務局長はほつとしたように電話を切つた。

水木は積極的に国選弁護を引き受けることにしている。自力で弁護人を選任することができない者ほど、手を差し延べてやらねばならないと思つてゐるのだ。

再度、事務局長からの電話があり正式に決まると、さつそく裁判所に行き国選弁護人選任命令書と公判期日通知書を受け取つた。その足で東京地検に寄り、記録閲覧室で事件の記録を閲覧した。

事件は十月八日午後八時十分ごろ、東京都A区の生活保護受給者の浦和喜多世のアパートの一室で起きた。A区福祉事務所保護係員の寺沢昇が浦和喜多世を包丁で刺し負傷させたのである。

二年前にも、神戸の福祉事務所でケースワーカーとして担当していた男が生活保護受給者の女性を殺害し竹やぶに遺体を捨てるといふ事件があつた。交際が上司にばれることを恐れた上での犯行だつた。

同じような事件が再び起きたということで、新聞に大きく取り上げられた。

拘留所の面会室で、水木は寺沢昇に会つた。通話孔のついたガラスの仕切り越しに見る彼は、インテリふうな少し冷たい感じのする男であつた。大学の福祉学部を卒業後、A区福祉事務所の面接員になり五年になる。

「寺沢昇さんですね。私は裁判所からあなたの事件に任命された国選弁護人の水木弁護士です」

寺沢は鈍い反応で軽く頭を下げた。頬がこけて病人のように青白い顔をしている。

「あなたから聞いた話は、あなたの同意がなければ絶対に他人には洩らしません。だから、安心して何でも打ち明けてください」

はいと、彼は小さな声を出した。

「起訴状に書かれたことは間違いないのですか」

起訴状によると、ふたりは男女関係にあつたが、最近寺沢に結婚話が持ち上がり、別れ話のもつれからカツとなつて刺したというものである。ちなみに女のほうが十歳も年

上であつた。

「違うんです」

寺沢は堪えていたものを爆発させたように、額を仕切りのガラスにつけて、

「あの女は私をはめたんです。かつてに自分の腕に包丁で傷つけたんだ」

寺沢は興奮した。

「あなたが浦和さんを刺したという事実はなかったと言うんですか」

水木は相手の顔を見た。彼は救いを求めるような目で見返した。

「刺していない。それに、あの女と変な関係はありません」

あえぐような言い方のなかに、彼のいらだちが窺えた。

「男女の交際はなかったという意味ですか」

「そうです。私には結婚を約束した女性がいたんですから」

「どうして、浦和さんは嘘をついてまであなたをおとしめようとするのでしょうか」

寺沢は開きかけた口をすぐに閉じた。何かを隠している様子に、水木は質問を変えた。

「あなたは どうして浦和さんのアパートに行つたのですか」

か」

「生活保護の辞退をすすめるために……」

「生活保護の辞退？」

真剣に話を聞こうとする水木の姿勢が寺沢の心を動かしたのか、彼は再び喋り出した。

「生活保護を受けているひとが、その後収入が安定してきたら、生活保護の支給を中止するのが当然です」

被害者の浦和喜多世は今年の四月から生活保護を受けていた。

「浦和さんはもう生活保護の必要がなくなったと？」

「浦和さんはちゃんと働いているし、生活保護を受けなくてもいい経済状態になっていました。また、収入が少なくなれば申請しなせばいいのです。それで、彼女に生活保護を辞退するようにすすめていたんですが、そのことで話があるからアパートに来てくれと言われたんです」

要保護者の自立を助長するための指導を行ない、生活状況等を調査する目的で、定期的に訪問調査を行なっている。浦和喜多世の訪問調査を九月に行ない就労状態も安定しているとわかったと、彼は話した。

「生活保護辞退の話なら、なぜ、事務所ではないのですか」

返答に詰まったようにうつむいたが、寺沢は顔を上げる

と、

「彼女のために、公的な手段をとりたくなかったのです。あくまでも彼女に自主的な辞退をしてもらいたかった」

生活保護の辞退はまず、口頭で行ない、口頭で目的が達せられなかった場合は文書による指導指示を行なうという。

本来は、彼女のほうから申し出なければならぬのだ。被保護者は保護を受ける代わりに、生活上の義務と届け出の義務が生じるのだと、彼は話した。

保護の停止または廃止処分にする場合には、被保護者に弁明の機会を与えるために、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時および場所を通知するのだが、そこまでしたくなかったと、彼は言う。

「どうしてですか」

また、彼の返答があいまいになった。水木はおいかぶせるようにきいた。

「しかも、ひとり暮らしの女性の部屋に夜訪れているんですよ」

再び、彼は苦しうに顔をそむけた。

「寺沢さん、最初に言いましたようにあなたから聞いたことは誰にも言いません。ですから、正直におっしゃってください」

「もういいんです。仕方ない」

ふと、息がもれたように吐いた。水木は混乱している彼の精神状態を想像して、きょうの話し合いをここまでにした。

水木は、A区福祉事務所に寄ってから、新橋^{からしり}烏森口にある事務所にもどった。

夕暮れて、窓の外にネオンの明かりが輝きを増している。

執務室に入ると、事務員兼秘書の戸田祐子がコーヒーを運んできた。

「ぼくはもう少し残っているから帰っていいよ」

水木は大きな瞳の彼女に言った。アルバイトのつもりがもう何年も居続けている。彼女の明るさは水木の心を落ち着かせたが、最近はときたま息苦しくなるときがあった。それは彼女が大人びてきたせいかもしれない。水木はまだ独身であった。

祐子は結局自分の机の前に座り、何か書き物をはじめた。水木の仕事が終わるのを待つつもりの方だった。

コーヒーをすすりながら、生活保護課の角田^{つのだ}係長から聞いた話を思い出した。係長もまったくふたりの関係に気づいていなかったと困惑ぎみだった。

浦和喜多世が福祉事務所に提出した「生活保護法による

保護申請書」を見せてもらったが、家族の状況欄には本人の名前のみ。十年前に夫と離婚。子供は夫が引き取っているのだ。別なところに、兄が住んでいるようだが、ほとんど交際がないらしい。

「資産要申告書」には、土地無し、建物は借家であり、現金・預貯金などは無し。

「収入申告書」によると、去年の十二月、今年に入って一月と二月までの三ヵ月間の各月の収入は約十五万円であるが、三月の見込み額は八万と減っている。これは、体を壊して働けなかったからである。

水木は事件を整理した。単純な痴情のもつれと思えた傷害事件も、寺沢の言いぶんを聞くとだいぶ違うものになった。

浦和喜多世が生活保護を求めてA区福祉事務所に出向いたのは今年の三月であった。

生活保護法の第一条に、「憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とある。

さらに、三条では、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することがで

きるものでなければならぬ」とある。

福祉事務所に行ったときの様子を、彼女は供述書の中で次のように語っている。

「今年の初めに風邪をひいてからすっかり体調を崩し、勤めも休みがちになって収入も減り、思いあまって三月初めに福祉事務所に相談に行きました。でも、福祉事務所はなかなか生活保護の申請を受け付けてくれませんでした。態度も横柄ですし、書類が不備だとか、なんだかんだと文句をつけるんです。もう、いつそ生活保護なんかもらうものかと思ったとき、面接員の寺沢が俺の言うことを聞けば、生活保護の申請を受け付けてやると言ったんです」

寺沢は生活保護を求めてきた女の弱みにつけこんで関係を迫ったという。水木はさらに先を読みすすめた。

「三度ホテルに誘われ、やっと生活保護を受けることができました。でも、それからまたたびと誘われました。私もひとり暮らしの身ですから、だんだんそういう関係が習性になり、いつしか彼とつきあうことがあたりまえになりました。好きというわけではないのですが、寺沢によってひとり暮らしの寂しさがいやされたのも事実です。ところが、寺沢は見合いをして結婚をする気になったら、とたんに態度が変わったのです。さんざん、ひとを弄もてあそんでおい

つきあつていたわけではありませんから、別れることは構わないと言いました。そしたら、生活保護も辞退しろと言うのです。あまりにも勝手過ぎるので、それだったら絶対に別れない。結婚もじゃまをしてやると言ったら、寺沢は血相を変えて台所から包丁を取り私の顔の前に突きだし、おとなしく言うことをきかないと殺してやると威したんです。私はそんな威しに乘らない、あなたとの関係を事務所の上司にも婚約者にもばらしてやると言う、いきなり包丁を……」

腕を刺された彼女は悲鳴を上げて部屋を飛び出し、騒ぎに気づいて廊下に飛び出してきた他の部屋の住人に助けを求めた。

寺沢はかけつけた警察官に現場で逮捕されたのであるが、拘留所で聞いた話と浦和喜多世の話はまったく食い違っている。

「彼女の生活保護の申請は上司の角田係長も確認をとっており、私が彼女に関係を迫って認めたわけではありません。彼女の収入が最低生活基準額より少ないので、その差額を支給することになったのです。ところが、三ヶ月ごとの定期訪問調査によって、彼女の健康も回復しともに働けるようになり、収入も安定し生活保護の必要なと判断したのです。ですから、彼女に生活保護を辞退するよう

に言ったのです。本来なら、彼女のほうから自主的に報告しなければならぬのに、彼女は故意に隠していたのです。このままでは、福祉事務所として文書で正式に注意を促すようになるので、その前になんとか納得してもらおうとしたのです。その話はアパートで聞くからと言われて、十月八日の夜彼女の部屋を訪ねたのです」

アパートでの出来事も当然大きく違っている。

「生活保護打ち切りの話をしていると、いきなり彼女は台所から刃物を持ち出し、切っ先を自分に向けて生活保護を続けてくれなければ死ぬと言つて威したのです。だから、死にたければ死ねばいいと言つたら、本当に自分の腕を刺したので、私はあわてて彼女から包丁を奪い取りました。そしたら、いきなり彼女は悲鳴を上げて部屋を飛び出したのです」

水木は寺沢の話の中でいくつかの不審点を見ていた。

まず、彼女のアパートに日曜日の夜に行ったという理由である。生活保護辞退の話をするためというが、何も誤解を招くような状況でやる必要はない。

次に、彼女が刃物を自分で刺し、悲鳴を上げて部屋を飛び出したというが、彼女の動機がわからない。ふたりに関係があつたのなら、別れ話に逆上した浦和喜多世が寺沢を陥れようとしたことも納得できないわけではない。ところ